泉崎村教育委員会 教育課学校教育係

## 泉崎村家庭学習用モバイル Wi-Fi ルータ貸出制度について(説明書)

感染症等により学校が突然休校した時や、学年で持ち帰り学習を実施する時で、ご自宅に Wi-Fi 環境がない場合に村が所有する Wi-Fi ルータを貸し出します。以下ご不明な点がありましたら、お電話でお問い合わせ願います。(問:村役場教育課:0248-54-1533)

記

1 貸出の条件 ご自宅に Wi-Fi 環境がない場合で、オンライン授業を実施する時や、学校の学習 ブレットを持ち帰って学習に活用する場合に限ります。(1月単位の貸し出しを想定 1日(24h)あたり 1 GBまで ※上限に達すると低速モードに移行します。 ※保護者様による個別の通信契約等は一切不要です。 Wi-Fi LINQ 月/定額2,200円
ブレットを持ち帰って学習に活用する場合に限ります。(1月単位の貸し出しを想定 1日(24h)あたり1GBまで 2 通信環境 ※上限に達すると低速モードに移行します。 ※保護者様による個別の通信契約等は一切不要です。
2 通信環境 ※上限に達すると低速モードに移行します。 ※保護者様による個別の通信契約等は一切不要です。
※保護者様による個別の通信契約等は一切不要です。
Wi-Fi LINQ 月/定額2, 200円
※上記を通信負担金としてご負担いただきます。
通信にかかる ※Wi-Fi ルータ本体は、無料で貸し出します。
負担金 ※定額の期間は、月初め1日~その末日です。
① 1 0月 2日~1 0月31日まで ⇒負担金2,200円 (1ヶ月分)
② 1 0月 1 0日~ 1 1月 1日まで ⇒負担金 2,200 円× 2回 (2ヶ月分)
1日のみの利用でもルータを介して通信が発生すれば負担金が生じます。 4 通信と負担金
1ヶ月以内の利用であれば、2の環境で定額利用が可能です。
### 125g
6 負担金の納付 月額負担金として送付される納付書で、役場会計室窓口、又は最寄りの金融機関 お支払いください。
6   負担金の納付
6 負担金の納付 お支払いください。
6 負担金の納付   7 申請書の提出   就学先の学校(教頭先生宛)、又は教育課(泉崎村役場内)
6   負担金の納付   お支払いください。     7   申請書の提出   就学先の学校(教頭先生宛)、又は教育課(泉崎村役場内)     8   申し込み方法   利用を開始する2日前までに申請書を提出してください。

Wi-Fi LINQ を利用するにあたり、下記のルールや泉崎村立泉崎小中学校児童生徒用モバイルルータ等貸出要綱の内容をお守りくださるようお願いします。

\_\_\_\_\_

- ①貸与された Wi-Fi ルータは大切に扱います。
- ②万が一、破損や故障等の場合、すぐに教育課へ連絡します。
- ③家族以外の者は使用しません。
- ④SIM カードを抜いたり、違う SIM カードを入れたりして使用することはできません。
- ⑤就学援助(要保護及び準要保護児童生徒援助費)を受けている世帯で、一度でも学校のオンライン授業を受けた家庭については、通信費の補助として月1,000円を就学援助費で支給いたします。 オンライン授業のなかった月について補助はありません。
- ⑥万が一、水に濡らしたり高所から落下させるなどして破損・汚損した場合や、機器の不良等により故障してしまった場合は、担当課までご連絡ください。代替機を手配いたします。また、貸出期間中に破損・汚損・紛失した際は、要綱の定めにより、保護者の負担において原状に回復、または現品をもって弁償をしていただく場合があります。村税等を投じて購入した村の備品になりますので、ご家庭内での注意喚起をお願いします。